

退職金専用定期貯金【かがやき】

●ご利用いただける方

・退職金をお受取になられて1年以内の個人の方

ご契約期間に応じて金利上乘せ。

ご契約期間1ヶ月

店頭表示金利率 + **年3.0%** (税引き前)

ご契約期間3ヶ月

店頭表示金利率 + **年1.5%** (税引き前)

ご契約期間1年～5年

店頭表示金利率 + **年0.3%** (税引き前)

詳しくはお近くのJA窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

スーパー定期貯金(単利型)

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

商品名	・スーパー定期貯金(単利型) 愛称：かがやき
ご利用いただける方	・退職金をお受取になられた1年以内の個人の方
期間	・定型方式 1か月、3か月、1年、2年
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上(退職金受取額を上限とさせていただきます。) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約期間1ヶ月 店頭表示金利率+年3.0% (税引き前) 年2.39% (税引き後) ・ご契約期間3ヶ月 店頭表示金利率+年1.5% (税引き前) 年1.19% (税引き後) ・ご契約期間1年 店頭表示金利率+年0.3% (税引き前) 年0.23% (税引き後) ・ご契約期間2年 店頭表示金利率+年0.3% (税引き前) 年0.23% (税引き後) <p>上記の利率を初回満期日まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の場合には、自動継続時のスーパー定期貯金の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 <ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 (平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 <p>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。</p>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率を適用いたします。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本所、支所、出張所または金融部（電話：0893-24-4181）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA愛媛たいき

商品概要説明書

スーパー定期貯金(複利型)

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

商品名	・スーパー定期貯金(複利型) 愛称：かがやき
ご利用いただける方	・退職金をお受取になられた1年以内の個人の方
期間	・定型方式 3年、4年、5年
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上(退職金受取額を上限とさせていただきます。) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約期間3年 店頭表示金利率+年0.3% (税引き前) 年0.23% (税引き後) ・ご契約期間4年 店頭表示金利率+年0.3% (税引き前) 年0.23% (税引き後) ・ご契約期間5年 店頭表示金利率+年0.3% (税引き前) 年0.23% (税引き後) <p>上記の利率を初回満期日まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の場合には、自動継続時のスーパー定期貯金の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・個人のお客さまは20% (国税15%、地方税5%) の分離課税となります。 (平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率を適用いたします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本所、支所、出張所または金融部(電話：0893-24-4181)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話：089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。</p>

	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または愛媛県 J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 愛媛たいき